【表紙】

【提出書類】 訂正報告書

【根拠条文】 法第27条の25第4項

【提出先】 近畿財務局長

【氏名又は名称】 住友信託銀行株式会社 取締役社長 常陰 均

【住所又は本店所在地】 大阪府大阪市中央区北浜四丁目 5番33号

【報告義務発生日】 -

【提出日】 平成23年5月2日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 -

【提出形態】 -

【変更報告書提出事由】 -

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社キッツ
証券コード	6498
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	住友信託銀行株式会社
住所又は本店所在地	〒540-8639 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
事務上の連絡先及び担当者名	〒100-6611 東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウ サウスタ ワー 住友信託銀行株式会社 受託資産企画部 企画課 高田 克己
電話番号	0 3 - 6 2 5 6 - 3 5 2 9

2【提出者(大量保有者)/2】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	日興アセットマネジメント株式会社
住所又は本店所在地	〒107-6242 東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー
事務上の連絡先及び担当者名	〒107-6242 東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー 日興アセット マネジメント株式会社 コンプライアンス部 梅原 久美子
電話番号	0 3 - 6 4 4 7 - 6 5 3 5

平成22年6月22日に提出いたしました大量保有報告書(報告義務発生日 平成22年6月15日)におきまして、法令で求める提出事由に該当していないにもかかわらず大量保有報告書を提出しておりましたので、提出を取り下げます。